

春の火災予防運動 『ひとつずついいね!で確認 火の用心』

消防署予防課予防係 ☎(23)0119番

4月20日(月)から30日(木)まで全道一斉に春の火災予防運動を実施します。
 冬の厳しさも終わり、火の取扱いに対する注意が緩みがちになる春先のこの時季は、空気が乾燥し風の強い日が多く、火災が発生しやすくなりますので、火の取扱いには十分注意しましょう!!
 また、火災予防運動期間中は啓発のため、21時にサイレンを吹鳴しますので、火災と間違えないようご注意ください。

火災予防期間中の主な行事予定

- ・消防車で火災予防啓発パレード
- ・消防クイズ
- ・新婚カップルに消火器贈呈
- ・街頭PR
- ・市内事業所への査察
- ・古い消火器の回収



《古い消火器の回収を行います!!》

老朽して腐食が進んだ消火器が破裂し、怪我をする事故が全国各地で発生していることから、このような事故を未然に防ぐために、消防署では回収業者の協力を得て、一般家庭に設置している老朽した消火器の回収を行います。

この機会を利用して、ご家庭の消火器をご確認いただき、古い消火器の処分及び交換をお勧めします。

- 日時 4月26日(日) 9時~12時
- 場所 消防署車庫内
- 処分料 1,650円~2,200円



《消防クイズに参加しよう!!》

消防署では火災予防運動期間中に消防クイズを実施します。市内公共施設に、解答・応募用紙を用意しております。クイズの全問正解者の中から抽選で、防災グッズ等の賞品を贈呈します。クイズに参加して防火知識について家族で再確認しましょう。

消防クイズ設置予定場所(8施設)

市役所/渚滑市民センター/上渚滑町民センター/図書館/スポーツセンター/バスターミナル/健康プールステア/オホーツク流水公園あおぞら交流館

- 応募期間 4月20日(月)~30日(木) ※当選者の方は、贈呈式を行いますのでご出席願います。
- 贈呈式日時 5月10日(日) 10時から
- 贈呈式会場 消防署2階 消防会議室

住宅用火災警報器の設置について

消防署予防課予防係 ☎(23)0119番

住宅用火災警報器の設置は義務です!

平成23年6月1日から住宅用火災警報器を全ての住宅に設置することが義務化になっています。現在、住宅火災で亡くなった方の約7割は逃げ遅れが原因です。実際に住宅用火災警報器を設置したことによって、火災の早期発見や拡大防止、避難に成功した事例が数多くあり、自分や家族の命を守るためにも大変重要なものですので、必ず設置することはもちろん、定期的に作動確認をしましょう。

住宅用火災警報器は10年目を目安に交換しましょう!

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなど火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。設置後10年を目安に交換しましょう。

設置時期を調べるには?

火災警報器を設置したとき記入した「設置年月日」、又は本体に記載されている「製造年」を確認してください。

みんなの防災

融雪期になると、気温の上昇に伴い、さまざまな災害が発生する危険性があります。融雪災害は、通常の災害と違い、天気が良く、暖かい日に危険性が高まります。外出する際には天気予報や周辺の積雪状況などに注意しましょう。 圏庶務課庶務係 ☎(24)2111内線207・401番

屋根からの落雪

軒下を歩く場合や家のまわりの除雪を行う際には、屋根からの落雪に注意しましょう。



河川等の増水

雪解けが進むと河川等の水位が急激に上昇することがあります。気温が高い日は、雪解けが加速するので、注意が必要です。

雪崩

山間部では、春になっても雪が多く残る場所もあります。山道や雪が残る斜面の近くでは、雪崩の危険があるので注意が必要です。

土砂災害

雪解け水が地中にしみこむことで、地盤が緩み、土砂崩れ等が発生しやすくなります。



便利でお得なバス乗車証を利用してください!!

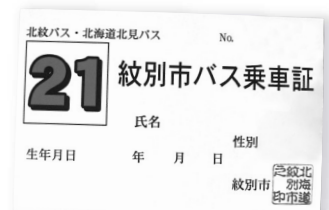
市では70歳以上の方などを対象に市内1乗車100円で利用できる『バス乗車証』を交付しています。まだお持ちでない方は、市役所窓口で発行できますので、ぜひご利用ください。

○対象

- ・市内在住の70歳以上の方 (年度内に70歳になる方を含む)
- ・後期高齢者医療被保険者証を有する方
- ・身体障害者1級又は2級の手帳を有する方
- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する方

○申請時に持参するもの

- ・印鑑
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・後期高齢者医療被保険証



※㊦と赤字で記載があるものも継続して使用できます。

圏介護保険課高齢者福祉係 ☎(24)2111内線273番